

石川町官製談合の再発防止に関する報告書

令和 6 年 1 月 3 日

石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会

目 次

はじめに -----	1 頁
1 石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会 -----	2 頁
(1) 委員の構成	
(2) 委員会の開催状況	
(3) 委員会の設置要綱	
2 本件事案の概要 -----	5 頁
(1) 事件の経緯	
(2) 事件に関わる工事等の状況	
(3) 事件後の経過と町の対応	
(4) 入札、契約制度と石川町の現状	
3 事件発生後の石川町の取組み -----	19 頁
(1) 入札等のあり方に関する検討会	
(2) 入札中止と実施見送り	
(3) 暫定措置による入札の再開	
(4) 職員研修等	
(5) 入札結果の公表	
4 事件発生の原因 -----	25 頁
5 入札制度等の課題 -----	26 頁
(1) 入札制度	
(2) 入札監視等	
(3) 公務員倫理、コンプライアンスの強化	
(4) 職場環境、組織風土	
6 再発防止策の提言 -----	30 頁
(1) 入札制度について	
(2) 電子入札について	
(3) 入札監視等について	
(4) 意識改革・コンプライアンス研修について	
(5) 公益通報者の相談窓口設置と保護制度の創設について	
(6) 職場環境改善・組織風土改革について	
(7) 実行計画の策定と公表について	
おわりに -----	34 頁

はじめに

令和6年4月30日、当時の石川町長が、町発注の「町道116号線道路改良工事」に係る指名競争入札に関して、秘密事項である予定価格と同額の設計金額を教示したことで、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕され、5月21日に起訴されるという事件が発生した。

さらに、5月21日には、「石川町認定こども園用地造成工事」の入札に関して同様の疑いで再逮捕され、6月10日に追起訴されたほか、「築石橋橋梁補修工事」など12の工事入札に関し、秘密事項の予定価格と同額である設計金額を教示し、謝礼として42万円相当の物品の供与を受けたとして、収賄の疑いで再逮捕され、6月28日に追起訴された。

こうした町のトップである現職の町長が逮捕されるという事態を受け、石川町の入札制度はもとより町政に対する町民の信頼は大きく損なわれた。

町は、この事態を極めて深刻に受け止め、失墜した町政への信頼と疑念を解消する入札事務の公正性の回復に向け、適正な入札制度を確立するための取り組みとして、入札等のあり方の検討を行う内部検討会を設置し、入札契約制度の検証と課題、再発防止対策などについて検討を進め、入札等のあり方に関する検討会報告書としてまとめている。

また、新町長就任後は、官製談合の原因究明と再発防止等に関する事務を所掌する第三者委員会が設置されることになり、当委員会では、7月29日の第1回委員会を皮切りに、これまで計6回に亘って事件の原因、入札制度の問題点、再発防止策の提言等に関する調査、並びに協議・検討を重ね、報告書としてとりまとめた。

今回の官製談合は、前町長個人の倫理観やコンプライアンス意識の欠如が直接的要因であり、明白な事実として確認されている。同時に、職員の誰もが同様の不祥事を起こし得る環境にあったことも共通認識すべきであり、現行の入札制度や入札の仕組みも含めた原因究明をしっかりと行い、入札制度の改善、監視体制の強化、組織風土や業務改善の取り組みを徹底する新たな体制を構築していく必要がある。そして、事件の再発防止に向け、組織を挙げて継続的に取り組んでいくことが肝要となる。

今後は、二度とこのような不祥事を起こさないとの固い決意のもと、徹底した再発防止策の取り組みを全庁的に進めながら、町政に対する信頼回復に努め、町民の負託に応えていただくよう強く要請するものである。

1 石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会

(1) 委員の構成

委員長	伊藤 宏	国立大学法人福島大学 名誉教授
副委員長	佐藤宏昭	遠藤大助法律事務所 副所長 弁護士
委員	中田庄吾	税理士法人サンハーツふくしま事務所 所長 代表社員 税理士

(2) 委員会の開催状況

日時・場所	内 容
令和6年7月29日 午後1時30分～ 役場・庁議室	委嘱状交付式、第1回委員会 出席者3名 設置目的、組織体制 事件の概要、事件発生の要因 入札制度と入札概況、今後の日程、進め方
令和6年8月23日 午後1時30分～ 役場・庁議室	第2回委員会 出席者3名 現行入札制度の検証と問題点等の整理
令和6年9月24日 午後1時30分～ 役場・庁議室	第3回委員会 出席者3名 再発防止策等の検討
令和6年10月18日 午後1時30分～ 役場・庁議室	第4回委員会 出席者3名 再発防止策等の取りまとめ 委員会報告書（案）の検討
令和6年11月15日 午後1時30分～ 役場・庁議室	第5回委員会 出席者3名 委員会報告書（案）の検討
令和6年12月3日 午前10時～ 役場・庁議室	第6回委員会 出席者3名 官製談合の再発防止に関する報告書 記者会見の対応

(3) 委員会の設置要綱

石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会設置要綱

令和6年7月16日要綱第42号

(設置)

第1条 現職の町長が官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されるという事案に関して、速やかに原因究明を行い、今後の再発防止を図るため、石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 官製談合の原因究明に関する事。
- (2) 官製談合の再発防止に関する事。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関する事。

(委員)

第3条 委員会は、3人の委員で構成する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該官製談合の調査が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。
- 5 委員会は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求め、説明又は報告をさせることができる。

(報告)

第6条 委員会の委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて町長に報告する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第8条 委員会の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給する。

2 委員会の求めに応じて会議に出席した者に対し、予算の範囲内において報償金を支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 委員が委嘱された以後最初に開かれる会議については、第5条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

2 本件事案の概要

(1) 事件の経緯

塩田金次郎前町長は、令和元年6月、株式会社志賀建設元役員から築石橋橋梁補修工事の設計額の教示の依頼を受け、これに応じて決裁過程で入手した設計額を元役員に教示した。株式会社志賀建設元社員及び元役員は、その設計額を参考にして入札金額を決定し、志賀建設は当該工事を落札した。以後、前町長は、少なくとも7回にわたり元役員の依頼に応じて石川町発注工事に係る設計額の教示を繰り返す中、令和6年5月21日起訴及び同年6月10日起訴に係る官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の事実に及んだ。

また、前町長は、自身の後援会が主催するイベントや会合、塩田工業のイベント等において、自らの費用負担を少しでも軽減したいと考え、設計額を教示していた元役員に対して缶ビール等の供与を要求するようになり、これを受けた元社員及び元役員は、設計額の教示に対する謝礼及び今後も取り計らいを受けたいとの趣旨で、前町長からの要求に応じて缶ビール等を供与し、前町長は令和6年6月28日起訴事実のとおり受け取った。

①町道116号線道路改良

前町長は、令和4年9月26日に執行した「町道116号線道路改良工事」に係る指名競争入札に関し、町長として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、入札に関する秘密事項である予定価格と同額の設計額を、元社員及び元役員に教示し、同社に同工事を落札させた。

本件は、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、令和6年4月30日に逮捕、5月21日に起訴されるに至った。

②石川町認定こども園用地造成

前町長は、令和5年2月27日に執行した「石川町認定こども園用地造成工事」に係る指名競争入札に関し、町長として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、入札に関する秘密事項である予定価格と同額の設計額を、元社員及び元役員に教示し、同社に同工事を落札させた。

本件は、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、令和6年5月21日に再逮捕、6月10日に追起訴されるに至った。

③築石橋橋梁補修工事外各種工事

前町長は、令和元年6月27日に執行した「築石橋橋梁補修工事」外各種工事に係る指名競争入札に関し、町長として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、入札に関する秘密事項である設計額等を教示したことに対する謝礼として、元社員及び元役員から、令和元年10月22日頃から令和5年3月31日頃までの間、合計約42万円相当の物品の供与を受けて、自己の職務に関し賄賂を受け取った。

本件は、収賄の容疑で、令和6年6月10日に再逮捕、同月28日に追起訴されるに至った。

【参考】築石橋橋梁補修工事外各種工事の内容

令和元年 6月27日執行	築石橋橋梁補修工事
令和2年 6月29日執行	町道1190号線道路災害復旧工事 山沢橋橋梁補修工事 ※不落
令和2年 7月30日執行 ※再入札 (6/29不落分)	山沢橋橋梁補修工事
令和3年10月25日執行	町道214号線道路舗裝修繕工事 町道220号線道路改良工事
令和4年 7月28日執行	町道220号線道路改良工事 石川中学校校舎地震災害復旧工事
令和4年 9月26日執行	町道116号線道路改良工事 町道3042号線道路改良工事 町道222号線道路改良工事
令和4年10月31日執行	稻荷橋橋梁修繕工事
令和5年 2月27日執行	石川町認定こども園用地造成工事

石川町発注工事入札を巡る上記①から③の事件により、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害及び収賄の罪に問われた塩田前町長の初公判は、令和6年9月18日、福島地方裁判所郡山支部で開かれ、前町長は起訴内容を全面的に認めている。検察は懲役2年6月に加え、追徴金として42万1,036円を求刑し、即日結審している。

また、令和6年11月18日、福島地方裁判所郡山支部で開かれた判決公判では、検察からの求刑に対し、懲役2年6月、執行猶予5年、追徴金42万1,036円とする判決が言い渡されている。

以上のこととが、本事件に関する調査、新聞報道、裁判等により判明している。

(2) 事件に関わる工事等の状況

①町道 116 号線道路改良

入札方法：指名競争入札 1 件

入札執行日	工事等名		落札者
予定価格(税抜)	落札額(税抜)	落札率	契約額(税込)
4年9月26日	町道 116 号線道路改良工事		(株)志賀建設
12,624,000 円	12,450,000 円	98.6%	13,695,000 円

○指名業者 3 社、応札業者 3 社

②石川町認定こども園用地造成

入札方法：指名競争入札 1 件

入札執行日	工事等名		落札者
予定価格(税抜)	落札額(税抜)	落札率	契約額(税込)
5年2月27日	石川町認定こども園用地造成工事		(株)志賀建設
175,948,000 円	173,800,000 円	98.8%	191,180,000 円

○指名業者 5 社、応札業者 5 社

③築石橋橋梁補修外

入札方法：指名競争入札 1 2 件

入札執行日	工事等名		落札者
予定価格(税抜)	落札額(税抜)	落札率	契約額(税込)
元年6月27日	築石橋橋梁補修工事		(株)志賀建設
39,951,000 円	39,000,000 円	97.6%	42,120,000 円
2年6月29日	町道 1190 号線道路災害復旧工事		(株)志賀建設
23,494,000 円	23,200,000 円	98.7%	25,520,000 円
2年7月30日	山沢橋橋梁修繕工事		(株)志賀建設
48,939,000 円	48,000,000 円	98.1%	52,800,000 円
3年10月25日	町道 214 号線道路舗装修繕工事		(株)志賀建設
8,827,000 円	8,700,000 円	98.6%	9,570,000 円
3年10月25日	町道 220 号線道路改良工事		(株)志賀建設
25,331,000 円	25,000,000 円	98.7%	27,500,000 円
4年7月28日	町道 220 号線道路改良工事		(株)志賀建設
27,593,000 円	27,300,000 円	98.9%	30,030,000 円
4年7月28日	石川中学校校舎地震災害復旧工事		(株)中村建設工業
1,940,000 円	1,830,000 円	94.3%	2,013,000 円

入札執行日	工事等名		落札者
予定価格(税抜)	落札額(税抜)	落札率	契約額(税込)
4年9月26日	町道116号線道路改良工事		(株)志賀建設
12,624,000円	12,450,000円	98.6%	13,695,000円
4年9月26日	町道3042号線道路改良工事		水谷工業(株)
33,434,000円	33,300,000円	99.6%	36,630,000円
4年9月26日	町道222号線道路改良工事		(株)佐藤渡辺石川営業所
29,049,000円	28,900,000円	99.5%	31,790,000円
4年10月31日	稻荷橋橋梁修繕工事		(株)志賀建設
28,940,000円	28,600,000円	98.8%	31,460,000円
5年2月27日	石川町認定こども園用地造成工事		(株)志賀建設
175,948,000円	173,800,000円	98.8%	191,180,000円

(3) 事件後の経過と町の対応

年月日	町の対応内容
令和6年 4月30日	町長逮捕 (官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害容疑) 庁議(9:30)、正副議長説明(10:00)、議員全員協議会(13:30) 記者会見(16:00) 対応者:副町長 県警捜査員による家宅捜索(18:00)
令和6年 5月 1日	庁議(11:30) 県警捜査員による副町長、関係職員の事情聴取(～6/7)
令和6年 5月 2日	庁議(17:00)
令和6年 5月 7日	町長職務代理者(副町長)を設置
令和6年 5月 9日	第2回工事等指名運営委員会 (5/24 執行の工事等入札9件の中止を決定)
令和6年 5月10日	入札実施見送りに関する文書通知
令和6年 5月15日	町長辞職届受理(議長) 報道発表(17:00)
令和6年 5月17日	臨時会(町長退職申出の同意)
令和6年 5月21日	前町長再逮捕 (官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害容疑) 前町長(4/30 逮捕容疑)追起訴 報道発表(13:22)
令和6年 5月22日	前町長退職手当支払差止処分通知 議員全員協議会(16:00)、報道発表(16:45)

年月日	町の対応内容
令和6年 6月 3日	第1回入札制度内部検討会 (構成員：副町長、教育長、各課等の長)
令和6年 6月 5日	工事等請負業者指名停止通知 (R6.6.5～R8.2.12)
令和6年 6月 6日	石川町長等給与条例改正案 (議会提出) 議員全員協議会 (11:45)
令和6年 6月 10日	前町長再逮捕 (官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害、収賄容疑) 前町長 (5/21 逮捕容疑) 追起訴 議員説明 (11:40)、序議 (11:50)
令和6年 6月 12日	序議 (8:40) 職務代理者・副町長退職願受理 (議長)
令和6年 6月 14日	臨時会 (職務代理者・副町長退職申出の承認) 前町長期末手当一時差止処分
令和6年 6月 15日	町長職務代理者 (総務課長) を設置
令和6年 6月 17日	第2回入札制度内部検討会
令和6年 6月 24日	第3回入札制度内部検討会
令和6年 6月 25日	石川町長選挙告示日
令和6年 6月 26日	石川町長選挙期日前投票 (～29日)
令和6年 6月 28日	前町長追起訴 (6/10 再逮捕容疑)、保釈
令和6年 6月 30日	石川町長選挙執行日
令和6年 7月 1日	新町長就任 (任期: R6.6.30～)
令和6年 7月 8日	第4回入札制度内部検討会
令和6年 7月 16日	第5回入札制度内部検討会 入札等のあり方に関する検討会報告書 (案) の決定
令和6年 7月 19日	入札等のあり方に関する検討会報告書 (町長提出)
令和6年 7月 29日	石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会委員委嘱状 交付式並びに第1回同委員会 (委員: 有識者 3名)
令和6年 7月 31日	定例議員全員協議会
令和6年 8月 6日	工事等入札執行の再開
令和6年 8月 23日	第2回石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会
令和6年 9月 18日	前町長第1回公判、結審 求刑 懲役 2年6月、追徴金 42万1,036円
令和6年 9月 24日	第3回石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会
令和6年 10月 18日	第4回石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会
令和6年 11月 15日	第5回石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会
令和6年 11月 18日	前町長第2回公判、 判決 懲役 2年6月、執行猶予 5年、追徴金 42万1,036円

年月日	町の対応内容
令和6年12月 3日	第6回石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会 「石川町官製談合の再発防止に関する報告書」の提出 記者会見

(4) 入札、契約制度と石川町の現状

①入札・契約制度

地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則と掲げつつも、一定の場合には指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められている。一般競争入札は、透明性に優れ発注者の裁量の余地が少なく、客觀性の高い方式であると評価されている一方で、不良不適格業者の参入を防止しにくく、入札参加者の質を確保することが困難であるという問題点も指摘されている。指名競争入札は、発注者側で不良・不適格業者を排除できる、入札参加者数を管理でき事務負担や経費を軽減できるなど評価される一方で、指名業者の固定化や談合を誘発するなどの問題点が指摘されている。随意契約は、発注者側の事情により事業者を指定する場合や、少額の予算の場合、競争入札で落札者が決まらなかった場合などに契約を締結する方法として利用されているが、透明性・公平性に欠ける可能性のほか、談合などの不正リスクや競争性が働かないことで価格が高くなるなどの問題点が指摘されているところである。

それぞれの入札、契約方法において長所短所があることから、地方公共団体においては、ケースに応じて適切に判断し、それらを使い分けすることで、公正かつ適正に事業者選定を行ない、安定した公共サービスの提供に努めていることが求められている。

【入札方法の長所と短所】

区分	長所	短所
一般競争入札	○機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を確保	○不良・不適格者の混入する可能性が大きい ○入札参加者多数の場合、審査事務等の負担が増大
指名競争入札	○比較的に不良・不適格業者を排除 ○比較的に契約担当者の事務の負担や経費を軽減	○指名業者が固定化する傾向 ○談合が容易
随意契約	○競争に付する手間を省略し、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定 ○契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与	○町と特定の業者との間に発生する特殊な関係から、不適正な価格によって契約が行われがち

○予定価格

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定する見積金額であり、落札者決定の過程で、有効となる入札額の上限を示すものである。

【歩切りの禁止】

歩切り（適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除すること）は、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害する恐れがあるため、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により法律違反であることが明確となっている。

○最低制限価格

最低制限価格は、ダンピング受注の防止を図るためのものである。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事する者の賃金などの労働条件の悪化等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するおそれがある。また、最低制限価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の下限を示すものである。工事・製造その他の請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものである。

【ダンピング受注】

その請負の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。ダンピング対策のため、最低制限価格制度の導入や入札金額の内訳書の提出を求めるなど、入札契約適正化法に規定されている。

②石川町の現状

ア 一般競争入札 【石川町財務規則第 111 条、石川町制限付一般競争入札実施要綱】

公告によって不特定多数の者を募集し、入札によって申込みをさせる方法により競争させるもので、その申込者のうちから、自治体に最も有利な条件を提示した者を選定し、その者と契約を締結する契約方法である。なお、地方自治法施行令により、工事等の実績、経営の規模のほか、事業所の所在地（地域要件）等を入札に参加するものの資格要件として定められている。

[石川町制限付一般競争入札]

対象工事：設計額 2,000 万円以上の建設工事

※令和 6 年 7 月、5,000 万円（平成 20 年 11 月適用）を 2,000 万円に改定

設計額 1,000 万円以上の建設工事に係る調査、測量及び設計

参加資格：事業所の所在地、工事成績、施工実績等の要件を設定

石川町制限付一般競争入札実施要綱第2条（対象工事等）の規定では、制限付一般競争入札の対象となる建設工事等を、設計金額が5千万円以上で、町長が指定するものとされており、直近5年間（令和元年度～5年度）の落札件数実績は、令和4年度で2件、同5年度で1件となっている。

【一般競争入札の流れ】（事務フロー参照）

資格審査⇒ 公告⇒ 資格審査⇒ 入札⇒ 開札⇒ 契約締結

イ 指名競争入札【石川町財務規則第124条、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱】

ある一定の資格を有する者のうちから特定多数の競争入札者を選んで競争入札をさせ、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをする者との間に締結をする契約方法である。

〔石川町指名競争入札〕

対象工事：設計額130万円以上から2,000万円未満の建設工事

設計額50万円以上から1,000万円未満の建設工事に係る調査、測量及び設計

参加者指名：入札参加の資格を有する者5人以上を指名（町財務規則第123条）

石川町の入札においては、その殆どが指名競争入札となっており、直近5年間の落札件数実績では、全326件中99.1%、323件が指名競争入札による落札となっている。

【指名競争入札の流れ】（事務フロー参照）

資格審査⇒ 指名調査審議⇒ 指名通知⇒ 入札⇒ 開札⇒ 契約締結

【指名競争入札の運用基準】

・等級別格付基準

格付けは、一般土木工事業者、建築工事業者及び舗装工事業者の3業種とし、A・B・Cの3等級に分けて行っている。客観的事項（経営事項審査の評点）と主観的事項（工事成績、工事施工の状況、下請発注比率、優良工事の有無、建設業法に基づく処分の有無、指名停止の有無）から算出した総合点で格付け。

等級	一般土木工事	建築工事	舗装工事
A	750点以上	750点以上	750点以上
B	600点から 750点未満	600点から 750点未満	600点から 750点未満
C	600点未満	600点未満	600点未満

・入札参加可能範囲

指名競争入札を実施する際に、指名すべき業者を3業種3区分に分け、設計額に応じて指名業者を選択。

一般土木工事

(単位：千円)

等級	50,000千円以上	20,000千円以上 50,000千円未満	20,000千円未満
A	●	●	●
B		●	●
C			●

※入札参加が可能な場合は● (以下同じ)

建築工事

(単位：千円)

等級	100,000千円以上	30,000千円以上 100,000千円未満	30,000千円未満
A	●	●	●
B		●	●
C			●

舗装工事

(単位：千円)

等級	20,000千円以上	5,000千円以上 20,000千円未満	5,000千円未満
A	●	●	●
B		●	●
C			●

ウ 隨意契約【石川町財務規則第125条】

競争入札の方法によらないで、石川町が任意に特定の相手方を選択し締結する契約方法である。ただし、次の要件に該当する場合に限り、随意契約を締結することが可能となる。

- ・予定価格が石川町財務規則第125条に定める金額を超えないとき (少額随意契約)

工事、製造の請負：130万円未満

財産の買入：80万円未満

物件の借入：40万円未満

財産の売払：30万円未満

物件の貸付：30万円未満

その他：50万円未満

- ・その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

- ・障害者支援施設、シルバー人材センター等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
- ・新規事業分野の開拓業者からの新商品の買入等の契約をするとき
- ・緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ・競争入札に付する事が不利と認められるとき
- ・時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ・競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
- ・落札者が契約を締結しないとき

随意契約の実績把握は行なわれていないものの、令和5年度の競争入札が66件であったこと、また、単価契約を除き、原則として予定価格が10万円を超える支出負担行為はすべて契約締結を行っていること等を踏まえ、契約行為の大半が随意契約であると言える。なお、令和5年度において、予定価格が石川町財務規則第125条に定める金額を超えているにもかかわらず、随意契約要件の該当を根拠に随意契約している件数は153件（指名競争入札不落による随意契約3件を含む）となっている。

【随意契約の流れ】（事務フロー参照）

選考⇒ 契約締結

エ 工事等指名運営委員会【工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等】

石川町工事等指名運営委員会は、指名競争入札に参加する者の指名の公正を確保するため、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の規定に基づき設置されている。

所掌事務：法令、条例、規則の規定に基づき指名競争入札に参加する者の指名について調査審議

- ・設計額130万円以上の工事又は製造の請負
- ・設計額50万円以上の測量、調査、設計の委託
- ・その他指名委員会に付する事が適当と認めるもの

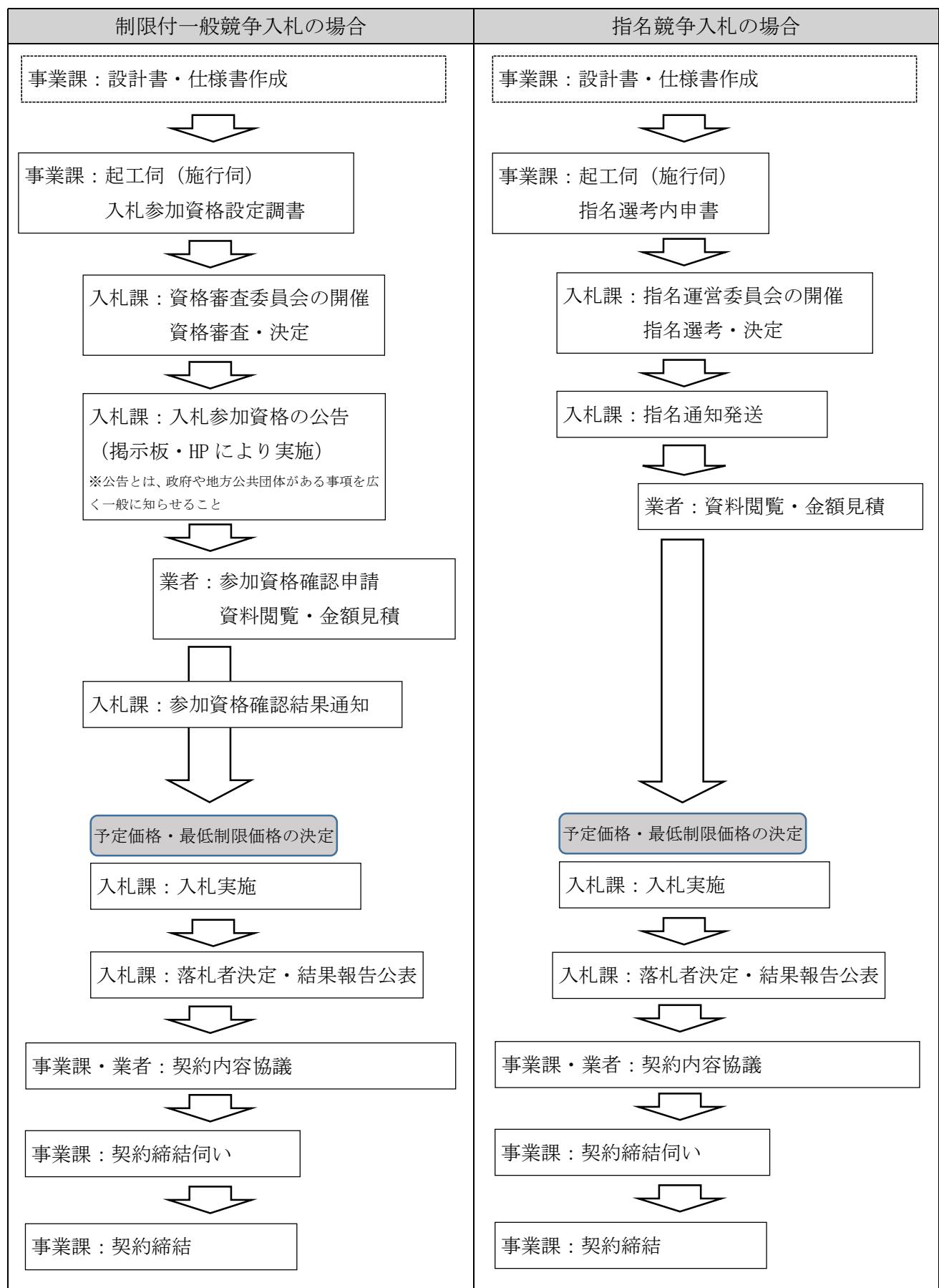
組織構成：副町長、総務担当課長、管財担当課長、建設担当課長、産業担当課長、工事等担当課長

- ・会長には副町長、副会長には総務担当課長

その他：会議は非公開、委員は守秘義務が適用

庶務：総務課

才 事務フロー（起工～契約締結）



カ 予定価格 【地方自治法第 234 条第 1 項第 3 号、石川町財務規則第 118 条・124 条】

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実施の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行い、事業担当課がその積算額に基づいて予定価格を算定し、入札直前に行なう予定価格設定会議において町長が最終決定を行っている。※歩切り禁止により設計額=予定価格となる取扱いである。

キ 最低制限価格 【地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項・第 167 条の 13、石川町財務規則第 120 条・第 124 条、石川町最低制限価格制度取扱要綱】

石川町最低制限価格制度取扱要綱に基づき、設計金額を所定の算定式にあてはめ算出される。事業担当課が算定し、入札直前に行なう予定価格設定会議において最終決定を行っている。

※算定式例

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} = & \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 \\ & + \text{一般管理費等} \times 0.68 \text{ (千円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

ク 発注見通し、入札結果等の公表 【石川町公共工事の発注見通し及び入札結果等の公表に係る要領】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び施行令の規定に基づき、建設工事等の入札及び契約に係る情報を公表している。

公表内容：発注の見通しに関する事項

公共工事等の名称、場所、期間、種別及び概要

入札及び契約の方法

入札を行う時期

入札及び契約の過程並びに契約内容に関する事項

工事の名称、工事場所、種別及び概要

入札の日時

入札参加者の名称及び入札金額

落札者の名称及び落札金額

契約締結年月日及び契約期間

契約者の名称、住所及び契約金額

予定価格

公表方法：総務課窓口、町ホームページ

ケ 過去5年間の入札概況

○落札件数

(単位：件)

年度	制限付一般競争入札				指名競争入札				合計
	工事	委託	物品	小計	工事	委託	物品	小計	
元年度					22	17	11	50	50
2年度					40	35	18	93	93
3年度					30	31	2	63	63
4年度	1	1		2	26	19	7	52	54
5年度	1			1	25	32	8	65	66
合計	2	1		3	143	134	46	323	326

落札件数は、令和2年度が突出して多い状況となっている。これは、令和元年台風第19号災害復旧関連事業（災害ごみ処理委託、被災住宅の公費解体、災害復旧工事）を実施したためであり、概ね50～60件台が通常の落札件数である。

○落札金額

(単位：千円)

年度	制限付一般競争入札				指名競争入札				合計
	工事	委託	物品	小計	工事	委託	物品	小計	
元年度				0	868,275	115,496	57,234	1,041,005	1,041,005
2年度				0	583,310	252,071	92,553	927,934	927,934
3年度				0	621,537	171,615	3,059	796,211	796,211
4年度	259,000	30,697		289,697	481,457	138,198	12,152	631,807	921,504
5年度	762,200			762,200	425,685	179,930	48,222	653,837	1,416,037
合計	1,021,200	30,697		1,051,897	2,980,264	857,310	213,220	4,050,794	5,102,691

落札金額は、歴史民俗資料館整備事業や保育施設整備事業（認定こども園用地造成工事）を実施したことで、令和5年度14億円と最も落札金額が高い。令和元年度も石川中学校給食調理場整備事業などにより高めとなっている。

○平均落札率

(単位 : %)

年度	制限付一般競争入札				指名競争入札				合計
	工事	委託	物品	小計	工事	委託	物品	小計	
元年度					96.39	88.27	97.07	95.45	95.45
2年度					97.30	91.68	77.49	93.36	93.36
3年度					94.68	92.58	93.09	94.21	94.21
4年度	96.66	76.57		94.04	97.76	92.67	76.96	96.11	95.45
5年度	92.14			92.14	95.61	91.95	92.20	94.32	93.13
合計	93.25	76.57		92.66	96.27	91.59	85.36	94.64	94.22

※落札率は加重平均 (総落札額/総予定価格) ×100 で算出

令和元年度から令和5年度までの平均落札率は94.22%となっている。

なお、工事の入札において95%を超える落札率の高さが多く見られる。指名競争入札においては、5年間平均でも96.27%となっている。

○落札率95%以上の落札件数

(単位 : 件)

年度	制限付一般競争入札				指名競争入札				合計
	工事	委託	物品	小計	工事	委託	物品	小計	
元年度					18	7	5	30	30
2年度					33	19	9	61	61
3年度					21	11	1	33	33
4年度	1			1	20	8	1	29	30
5年度					18	14	1	33	33
合計	1			1	110	59	17	186	187

過去5年間において、95%を超える落札率であった入札件数は187件となっており、総落札件数326件の57.36%を占めている。指名競争入札においては、工事で110件、委託で59件、物品で17件となっており、工事部門で高い割合を占めている。

3 事件発生後の石川町の取組み

(1) 入札等のあり方に関する検討会

石川町は、今回の官製談合事件を極めて深刻に受け止め、失墜した町政への信頼回復と疑念を解消する入札事務の公正性の確保に向けた適正な入札制度を確立するため、入札等のあり方の検討を行う内部検討会を設置し、事件発生に至った課題の抽出、再発を防止するための対策、そして入札制度等の見直しの検討を行った。

①組織

石川町庁議等設置規程第7条の規定に基づく連絡調整会議の範囲で開催する。

なお、必要に応じて入札担当経験者等からの意見を聴取する。

構成員	副町長、教育長、各課長、議会事務局長、水道事業所長	14名
会長	副町長（令和6年6月14日退職）	
副会長	教育長	
事務局	総務課長	

②検討事項（取りまとめ：6月中を目標）

ア 事件の概要の確認

イ 入札契約制度の検証と課題

- | | |
|-------------|-----------|
| ・事件発生の直接的要因 | ・入札制度について |
| ・チェック体制について | ・監視機能について |
| ・内部通報体制 | |

ウ 再発防止対策の検討

- | | |
|-------------|-------------|
| ・入札制度について | ・チェック体制について |
| ・外部監視機関について | ・内部通報体制について |

③検討期間 令和6年6月3日から7月16日

④開催経過

日 時	内 容
令和6年6月3日	第1回入札制度内部検討会（連絡調整会議終了後） ・事件の概要の確認 ・入札契約制度の検証と課題 事件発生の直截的要因
令和6年6月17日	第2回入札制度内部検討会（連絡調整会議終了後） ・入札契約制度の検証と課題 入札制度 チェック体制 監視機能 内部通報体制

日 時	内 容						
令和6年6月24日	第3回入札制度内部検討会（連絡調整会議終了後） <ul style="list-style-type: none"> ・入札契約制度の検証と課題（取りまとめ）と再発防止対策検討 <table> <tr> <td>入札制度</td> <td>チェック体制</td> </tr> <tr> <td>監視機能</td> <td>内部通報体制</td> </tr> </table>	入札制度	チェック体制	監視機能	内部通報体制		
入札制度	チェック体制						
監視機能	内部通報体制						
令和6年7月8日	第4回入札制度内部検討会（連絡調整会議終了後） <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止対策の検討（取りまとめ） <table> <tr> <td>入札制度</td> <td>チェック体制</td> </tr> <tr> <td>監視機能</td> <td>内部通報体制</td> </tr> <tr> <td>・入札等のあり方に関する検討会報告書（案）の確認</td> <td></td> </tr> </table>	入札制度	チェック体制	監視機能	内部通報体制	・入札等のあり方に関する検討会報告書（案）の確認	
入札制度	チェック体制						
監視機能	内部通報体制						
・入札等のあり方に関する検討会報告書（案）の確認							
令和6年7月16日	第5回入札制度内部検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・入札等のあり方に関する検討会報告書（案）の決定 						

⑤内部検討会で出された意見等

入札制度内部検討会では、談合防止のため町外事業者を積極的に指名するとの意見が出る一方、再発防止対策を講じる上で町内業者を守る視点が必要であるとの意見が出された。公平性、公正性の維持や透明性の確保はもとより、競争性を高め、恣意性を排除することと、地域の守り手、産業の担い手をいかにして持続的に育成・確保していくのか、これらを両立させる視点を持つことの重要性が指摘されている。

また、倫理観や規範意識を醸成するための入札制度に係る職員研修、入札監視機能を強化するための体制整備、入札情報等漏洩防止のための規程の整備や内部通報用窓口の設置等が提案されているほか、郵便入札や電子入札制度の導入、業者の格付け（等級）の緩和や弾力的な運用、損害賠償額引上げや入札参加資格停止期間上限延長といった入札談合抑止のための強化策などが提案されている。

(2) 入札中止と実施見送り

①入札の中止

令和6年5月9日に開催された石川町工事等指名運営委員会では、今般の官製談合による事件の発生を受け、その容疑の内容及び性質を鑑み、5月24日に予定されていた入札について、現段階では執行できる環境が整っていないとの理由で中止を決定した。

②入札の実施見送り

今後、入札制度を適正に運用していくためには、再発防止に向けて何らかの見直しが必要であるとの認識のもと、当面の間、入札の実施を見送ることとした。

※令和6年5月10日付け事務連絡、総務課長通知（抜粋）

各課等の長様	事務連絡 令和6年5月10日 総務課長 工事等の請負契約に係る入札の実施見送りについて（通知） 本町において、官製談合防止法違反等の事案が発生したため、当面の間、入札の実施を見送ることといたします。今後、再発防止対策等が整い、再開の目処が立ちましたらご連絡いたします。（以下省略）
--------	--

③入札中止等の経過

日 時	内 容
令和6年5月9日	工事等指名運営委員会（第2回） ・指名競争入札参加者の指名（5月24日入札分） 入札案件9件に係る工事等入札の中止を決定
令和6年5月10日	工事等の請負契約に係る入札の実施見送りについて ・文書通知
令和6年5月24日	工事等入札中止
令和6年6月4日	工事等指名運営委員会中止
令和6年6月26日	工事等入札中止
令和6年7月3日	工事等指名運営委員会中止
令和6年7月24日	工事等入札中止

(3) 暫定措置による入札の再開

4月の入札執行以降、「当面の間、入札の実施を見送ることとする」として、入札の中止と実施見送りを余儀なくされてきた工事等入札については、議会並びに関係者等への説明・協議の経過を踏まえ、石川町が適正な入札制度を確立するための取り組みとして掲げた「当面の入札の執行」のための「暫定措置期間の入札方法」を基本に、8月上旬に再開させている。

【参考】議会に対する協議・説明

日 時	内 容
令和6年6月6日	議員全員協議会（協議） <ul style="list-style-type: none">・適正な入札制度を確立するための取り組みについて 「入札等のあり方の検討」と「当面の入札の執行」に係る町の考え方（方針）
令和6年7月31日	定例議員全員協議会（協議） <ul style="list-style-type: none">・入札執行の再開について・官製談合の再発防止に関する第三者委員会の設置について

①当面の入札執行に向けた考え方

本町の入札は、上位法及び指針等に基づき、自ら定める規則、要綱等により事務処理がなされていたが、事件の発生により、再発の防止を図るため一部制度の見直しや追加、またその運用、更には監視体制について対策を講じる必要性がある。

行政運営においては、入札契約事務の遅れが行政サービスの停滞を招き、多くの混乱を招くこととなるため、今後は、入札等のあり方の検討を進めながらも、暫定措置として、認定こども園の整備に係る工事など一刻の遅れも許されない事案については、制限付一般競争入札の対象範囲を拡大した上で、入札執行を再開する。

②暫定措置期間の入札方法

ア 制限付一般競争入札の対象

- ・「競争参加の範囲」を拡大し、「発注者の恣意的運用」をより排除するため、現行制度上の制限付一般競争入札の対象範囲を拡大する。

【参考】石川町制限付一般競争入札実施要綱（改正前、抜粋）

(対象工事等)
第2条 制限付一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）
は、次に掲げる建設工事等のうちから、町長が指定するものとする。
(1) 設計金額が5千万円以上の建設工事
(2) 設計金額が1千万円以上の建設工事に係る調査、測量及び設計
(3) その他制限付一般競争入札による発注が必要と認められる建設工事等

具体的には、「石川町制限付一般競争入札実施要綱」中、第2条に規定している制限付一般競争入札の対象となる建設工事等のうち、第1号の「設計金額が5千万円以上の建設工事」を、令和6年度中に限り、「設計金額が2千万円以上の建設工事」と読み替えるもの（令和6年7月8日施行）。

- 町内業者が、地域の守り手、地域産業の担い手としての役割を有していることを考慮し「競争参加の範囲」を決定する。
- 一定金額（設計金額2千万円）未満の建設工事等については、指名競争による入札を行うものの、そのデメリットとされている「業者指名過程での恣意的な運用」や「業者による談合の誘発」の排除に努めるものとする。

イ 入札参加資格の要件

「不良不適格業者の排除」と「品質の確保」を図るため、入札参加資格要件（経営事項審査結果や実績等）については、現行の制度を運用する。

③入札執行の再開

日 時	内 容
令和6年7月16日	制限付一般競争入札に係る資格審査委員会（第1回） <ul style="list-style-type: none">資格調書審査、決定入札案件1件 工事等指名運営委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none">指名競争入札参加者の指名（8月6日入札分）入札案件1件
令和6年7月30日	制限付一般競争入札に係る資格審査委員会（第2回） <ul style="list-style-type: none">参加資格審査
令和6年8月6日	工事等入札執行 ※入札執行の再開 <ul style="list-style-type: none">入札件数2件（制限付一般競争1件、指名競争1件）

【参考】再開後の入札執行状況（予定を含む）

8月28日	9月26日	10月23日	11月27日	12月	1月	2月	3月
一般2件 指名8件	一般0件 指名13件	一般2件 指名5件	一般2件 指名5件	25日	30日	26日	26日

(4) 職員研修等

今回の官製談合事件を受け、令和6年5月以降、入札の中止や実施見送り、そして暫定措置期間の入札再開にあたっては、議会に対し適宜説明・協議を行なってきた。また、その前提としては、三役及び各課長で構成する連絡調整会議において、庁内での合意形成や情報共有に努めながら、入札制度の具体的な運用方法等について全職員に対し周知徹底を図ってきた。

さらには、石川町における入札談合の再発防止に向け、契約及び入札制度等の理解を深めるため、競争入札や随意契約の関係法令などについて、公正取引委員会事務局職員等を招聘し、全職員を対象とした研修会等を今年度中には実施する方向で検討している。

日 時	内 容
令和6年6月3日	定例連絡調整会議（6月第1回） ・適正な入札制度を確立するための取組みについて 入札制度のあり方検討（内部検討会、第三者委員会） 当面の入札の執行
令和6年7月19日	入札等のあり方に関する検討会報告書（送付） ・各課等の長宛てに所属職員への周知を依頼 7/16 石川町入札制度内部検討会（第5回）で決定 7/19 報告書を町長へ提出
令和6年7月29日	定例連絡調整会議（7月第5回） ・入札執行の再開について これまでの経過 暫定措置期間の入札方法 入札執行の再開

(5) 入札結果の公表

入札結果（入札及び契約の過程並びに契約内容に関する事項）については、町ホームページを活用し、工事の名称、工事場所、種別及び概要、入札の日時、入札参加者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額、契約締結年月日及び契約期間、契約者の名称、住所及び契約金額、予定価格の公表を行っているが、8月6日入札執行分より、予定価格を税込に改めるとともに、落札額の下に落札率を付すよう改めている。

また、町議会に対しても、各定例会本会議での行政報告として入札執行状況の情報共有に努めており、令和6年4月から8月末までの落札件数、落札率については、令和6年9月定例会において報告を行っている。

4 事件発生の原因

今回の事件は、前町長が指名競争入札において秘密事項である設計額を教示した官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害2件のほか、設計額教示の謝礼等の趣旨で供されることを知りながら缶ビール等の供与を受けた収賄の事案である。

前町長は、自治体を総括し代表する権限を有し、事務を誠実に管理及び執行し、職員を指揮監督する義務を負うところ、町長という立場を利用して、入札の公正さを軽視して設計額を教示し、町長の職務行為の公正やそれに対する社会の信頼をも軽視し、さらには私益のために、その謝礼として、缶ビール等の供与を受けたものであって、前町長には公務員としての職務倫理に対する規範意識が欠如していたことに他ならず、結果として、町民はもとより職員をも失望させる結果となった。

この官製談合事件は、前町長の倫理観やコンプライアンス意識の欠如が直接的な要因であるものの、近年、公務員による不祥事が全国的に頻発している中で、石川町では、最悪の事態を想定し、こうした不祥事を起こさないための制度やルール、事務処理における具体的な運用方法などが未整備であったことも原因の一つに挙げられると考える。

5 入札制度等の課題

(1) 入札制度

石川町の入札に関する業務は、公平・公正な業者の選定など概ね適正に運用されていたと認められるものの、入札結果に関して調査・検証する仕組み等は未整備であった。

この間、業者の設計積算能力や積算システムの精度向上により、設計金額（＝予定価格）の積算は容易にできる状態となっている。これは最低制限価格についても同様である。

仮に入札額と予定価格や最低制限価格が同額又は近い金額であっても、特に疑念を抱くこともなく、談合などの不正を予見して調査・検証を行なうことも無かった。結果として監視体制は不十分であり、今回の官製談合を抑止することもできなかった。

①入札方式

ア 一般競争入札

地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。そのため、石川町では平成20年11月に「石川町制限付一般競争入札実施要綱」を策定し、制限付一般競争入札の実施にあたり必要な事項を定めており、同要綱第2条（対象工事等）には、制限付一般競争入札の対象となる建設工事等は「設計金額が5千万円以上で、町長が指定するもの」と規定されている。

しかしながら、一般競争入札は、町内企業の保護・育成などを理由に、町内企業による指名競争では応札や品質確保の点で困難が予想される大型事業に特化して運用されてきた経過もあり、令和元年度から5年度まで5年間の制限付一般競争による落札件数は、令和4年度で2件（母畠浄水場仮設凝集沈殿装置2号機・3号機・4号機設置工事、石川町認定こども園建設工事基本・実施設計業務委託）、同5年度で1件（石川町認定こども園建築工事）に留まるなど、入札実績は極めて少ない状況にある。

したがって、一般競争入札は、特別な工事等で実施する特殊な入札方式であると職員の大半が意識してきたものと考えられ、町が行う契約は一般競争入札が原則であるという認識が薄かったことが認められる。

なお、町は、入札再開のための暫定措置として、令和6年8月から「競争参加の範囲」拡大と「発注者の恣意的運用」排除のため、現行制度上の制限付一般競争入札の対象範囲を拡大しているが、当該入札は、談合防止に有効な入札方式であると考えられる。

イ 指名競争入札

指名競争入札は、関係法令等に基づき全国の自治体で運用されている入札方式で、石川町においても長年の実績があり、制度上や事務手続きは概ね適正に運用されていたと考えられる。しかしながら、設計金額5千万円未満の建設工事等を指名競争入札の対象としてきたため、小規模な建設工事等の発注が大勢を占める石川町では、競争入札＝指名競争入札との認識が一般的であったことは否めない。

また、指名競争入札を実施する際の業者選考にあたっては、参加資格を有する町内業

者を3業種（一般土木工事、建築工事、舗装工事）、3等級（A、B、C）に分けて格付けし、設計額に応じて入札参加可能範囲を定めていることで、指名業者の選考が容易になる反面、町内企業の保護・育成や受注機会の拡大を図る目的の範疇をも逸脱するような5者未満による指名・応札も散見されるなど、指名業者や受注業者の偏在、固定化の要因ともなっており、競争性が担保されていなかった。

さらに、このことに対し、これまで問題意識や疑問が生じてこなかった組織体質についても少なからず問題があったと考えられる。

ウ 隨意契約

随意契約は、競争入札に付するための事務手続きを省略することができ、契約事務担当者の負担軽減により事務の簡素化、効率化が図れるため、特に石川町のような小規模自治体ではメリットがより大きくなる傾向にある。一方、業者選定の過程が不透明であるなど、発注担当者等の恣意性の排除や競争性の確保が難しくなるため、入札・契約制度の運用にあたっては、広範囲にわたり安易に随意契約を締結することなく、制度の趣旨に沿った運用を確保して、住民に対し十分な説明責任を果たすことが求められる。

石川町では、関係法令の規定に基づき入札に係る情報を公表しているものの、随意契約に関しては一切公表されていない状況にある。今後においては、透明性を確保する観点からも随意契約を適用する理由や相手方の選定理由等の公表について検討が必要である。

②工事等指名運営委員会

町は、指名競争入札に参加する者の指名の公正を確保するため、副町長、総務担当課長、管財担当課長、建設担当課長、産業担当課長及び工事等担当課長で組織される石川町工事等指名運営委員会を設置しており、設計額130万円以上の工事又は製造の請負、設計額50万円以上の測量、調査、設計の委託等に係る指名競争入札に参加する者の指名について調査審議を行っている。また、会議は非公開で行われ、委員が職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。

工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱並びに石川町財務規則において、指名基準、指名選考内申、入札参加者数が規定されており、入札参加者の選考又は決定にあたっては、経営状況、工事成績、地域的要件、技術的適正等に留意するほか、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないようにするとともに、なるべく5者以上を指名しなければならないとされている。

しかしながら、入札参加者の決定においては、その殆どが工事等担当課長からの選考内申どおり決定されているため、町内での施工実績等から品質確保や信用度が得られる一方、入札参加者の固定化など偏りが生じてしまう傾向にある。また、地域的要件や技術的適正等を理由として入札参加者数が5者に満たない入札も散見されるなど、入札参加者の指名の公正を確保するための組織として、その機能を十分発揮していなかったことは否めず、関係職員の意識改革が求められる。

③入札結果の公表

入札結果等については、入札及び契約の過程並びに契約内容に関する事項として、工事の名称・場所・概要、入札の日時・参加者の名称、入札金額、落札金額、予定価格等を「入札執行調書・入札（契約）結果書」として取りまとめ、町ホームページに掲載し公表しているほか、入札事務を担当する総務課窓口において閲覧に供している。

しかし、随意契約に関しては、適用する理由や相手方の選定理由を含め、その一切が公表されていない状況にある。

（2）入札監視等

入札制度等のチェックは、入札事務の所管課（総務課）をはじめ、入札参加者の指名について調査審議を行う工事等指名運営委員会のほか、町監査委員による定期監査や決算審査、議会における決算審査特別委員会等により実施されている。しかし、談合など不正に関する調査・検証を行うまでには至らず、今回の様な官製談合事件発生の抑止に繋がることもなかった。

①入札監視

石川町では、入札結果が町ホームページ等を通じて公表されてはいるものの、その内容を調査・検証する体制は整備されておらず、談合等が疑われる事案等の把握が為されていない状況にある。入札及び契約の公正性、透明性をより確保していくため、第三者の目による入札等の監視・検証強化が必要である。

②内部通報

入札情報に関して業者等からの問い合わせや働きかけがあった場合には、上司への報告・連絡・相談を徹底させる必要がある。

また、上司を通さずとも匿名で相談・報告できる内部通報用窓口を設置し、不正行為や法令違反などの事案について相談しやすい環境を整備することも重要であるため、職員への周知とあわせ公益通報に対応するための体制と関係規程の整備も必要である。

③業務体制

入札を含む契約に関する図書については、施錠可能なキャビネット等に保管されていた。また、入札関係データへのアクセス権については、データファイル共有の関係上、各課の係内での範囲（課長は課内）と制限されていた。一方、入札執行に係る決裁文書については、部署内の係員のほか、係長、課長補佐、課長の決裁、財政担当課への合議など、町財務規則の規程に基づく決裁区分に従い秘密扱いの起案文書として回付されていたが、入札業務に直接携わらない不特定多数の職員についても、回付の過程において、設計金額（＝予定価格）などの入札に関する秘密情報を知り得る立場にあったことが伺える。

今後は、職員一人一人が文書やデータの管理について、秘密情報を取り扱っていると

いうことを再認識し、秘密文書の管理に関するルールを整備、徹底させる必要がある。

また、業者との関わり方として、職員は密室等において業者とみだりに接触しないよう心掛けるほか、業者に対し決して一人では応対しないよう徹底することも必要である。

（3）公務員倫理、コンプライアンスの強化

今回の事件は、前町長個人の倫理観やコンプライアンス意識の欠如が主たる要因となっているが、組織内における不正行為を防ぐための対策が十分に取られていなかったことも一因であったと言える。

石川町では、職員による不詳事の発生を防止するため、機会あるごとに綱紀肅正の徹底を求めてきたが、町職員等が利害関係者等と接触等する場合に遵守すべき事項等を盛り込んだ倫理規定等は無いため、整備を検討する必要がある。また、法令等の規定はもとより、社会規範やルール、マナーを十分にわきまえ、全体の奉仕者として公平・公正に職務を遂行することができるようコンプライアンスの強化が求められる。

（4）職場環境、組織風土

入札・契約事務に関する知識・理解不足から、不適切な事務処理を行うことのないよう、定期的な研修の実施等により規範意識の醸成・高揚を図る必要がある。

また、長期間にわたり入札・契約事務を担当することにより、職員と業者との間に馴れ合いや特殊な関係が生じてしまったり、職場内の人間関係が固定化され、その弊害として閉鎖的な組織風土が生じてしまう恐れがある。人材育成や組織活性化の観点からも、定期的な人事異動により適度な新陳代謝を図る必要がある。

6 再発防止策の提言

今般の官製談合事件は、塩田前町長の違法行為であり、倫理観やコンプライアンス意識の欠如が直接的な要因であることは明白となっている。入札執行そのものは、法令等に基づき概ね適正に運用されていたが、入札を含めた契約事務については、全ての職員が関わる手続きであることを踏まえ、町長だけでなく職員においても今後同様の不祥事を起こさないための新たな仕組みやルールづくりが必要であると考えている。したがって、現行の入札制度、具体的な運用方法、関係法令等をあらためて検証し、抜本的な見直し、改革により再発防止策を講じていくための提言を行う。

(1) 入札制度について

①入札方式

ア 一般競争入札

地方公共団体の契約は、広く誰にでも入札の機会を与えるとともに、可能な限り有利な条件で締結することができるなどの長所を有する一般競争入札（石川町は「制限付一般競争入札」として運用）の方法によることが原則とされている。これは、機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保でき、公正を第一とする地方公共団体の契約方法として最も相応しいと考えられているからにほかならない。

石川町では、暫定措置期間の入札方法として、入札執行を再開した本年8月以降における制限付一般競争入札の対象範囲を、設計金額「5千万円以上」から「2千万円以上」に見直し、競争参加範囲の拡大と発注者の恣意的運用をより排除するよう努めてきている。今後は、もう一段階前進させ、これまで多数を占めていた指名競争入札に代わり、原則、一般競争入札に変更し、より一層入札執行の適正化を図ること。

制度運用にあたっては、応札可能業者数を最低でも10者以上確保できるよう要件等の設定を行うほか、入札参加者の資格審査を事前審査から事後審査に移行するなど、入札事務の効率性や契約事務担当者の負担軽減策についても検討すること。

イ 指名競争入札

指名競争入札は、一般競争入札に適しない契約をするときや、一般競争入札に付することが不利と認められるときなど、例外的な取り扱いとして認められているが、石川町においては指名競争入札が大半を占め、入札参加業者の固定化が顕在化している。

これらを踏まえ、指名競争入札については、「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」や「石川町中小企業・小規模企業振興基本条例」に則り、地域の守り手である町内業者を育成、確保する観点で、契約額（予定価格）が少額なもの、一般競争入札には適さない契約、一般競争入札が不調に終わった契約に限定した上で、透明性、公平性のある制度の運用と適正な執行を図ること。

なお、指名を行う際は、石川町財務規則に基づき指名業者数を5者以上とするほか、町外業者の指名等により指名業者の固定化を排し競争性を確保するよう努めること。

ウ 隨意契約

契約に係る不正行為は、入札に限ったものではなく、随意契約でも起こり得る。随意契約は、あくまでも指名競争入札と同様に、例外的な取り扱いとして認められているとの認識の下で、関係法令等に基づき、契約額（予定価格）が少額な場合のほか、競争入札に適しない、競争入札に付することができない、競争入札に付する事が不利と認められるなど、随意契約によることができる要件に合致する契約について厳正な執行を図ること。

また、関係法令等に基づく要件の明確化、随意契約を適用する理由、相手方の選定理由等の公表により、より一層透明性、公平性の確保に努めること。

②工事等指名運営委員会

工事等指名運営委員会では、指名選考内申に基づく前例踏襲的な選考が多い傾向にあったことを踏まえ、指名選考に資する明確な基準を作成し、委員会において主体的に指名選考の決定を行うよう努めること。

また、指名選考の決定に際しては、各年度における指名、受注の状況等を勘案した上で、特定の者に偏った指名とならないよう努めること。

なお、今回の事件は、この工事等指名運営委員会前後の秘密情報の漏洩によって発生した事案であること、さらには、委員会では入札執行に係る多くの秘密情報が共有されることを踏まえ、情報漏洩に備えた対応を図ること。

③入札結果の公表

現行の入札結果の公表について精査を行い、入札制度や入札執行に係る透明性の更なる向上を図る必要があること。

また、石川町では、随意契約に關しその一切が公表されていない現状にあることを踏まえ、随意契約を適用する理由、随意契約の相手方の選定理由等の公表に努め、入札及び契約行為に係るチェック機能の一部として整備・充実を図り、再発防止策に繋げること。

（2）電子入札について

今回の事件を契機として、競争入札の執行においては、更なる透明性、競争性、公正性等が求められる。電子入札は、業者同士や業者と職員の接触機会を減らすことができ、談合防止に有効な入札方法であると認められるほか、事務処理の効率化や迅速化に繋げるための入札方法としてもその効果が期待できるため、今後は、一般競争入札の充実・強化など入札制度改革を進める中で、電子入札システム導入についても検討する必要があること。

（3）入札監視等について

石川町では、入札及び契約の過程や契約内容を町ホームページに掲載し公表しているほか、入札事務を担当する総務課窓口において閲覧に供しているが、入札執行後において、その内容を調査・検証する体制等は整備されていない。入札制度や契約手続きの透明性、公平性を確保するため、公平・中立な立場で客観的に審査する入札監視委員会の設置と定期的な開催を検討すること。

また、監査委員による監査方法、議会の監視体制の強化により、重層的なチェック体制を構築するとともに、入札制度等の見直し検証を定期的に行うよう努めること。

さらに、入札・契約に関する不正の抑止に向けて、現行の指名停止基準見直しによる停止事由の明確化や停止期間の延長（厳罰化）のほか、町内業者を対象とした入札談合防止を図るためのコンプライアンス研修会等の実施について検討すること。

（4）意識改革・コンプライアンス研修について

今回の事件は、町長個人の倫理観及びコンプライアンス意識の欠如によるものであるが、入札を含めた契約事務に関しては、町長のみならず全職員が当事者になり得るものであるため、あらゆるリスクを想定した再発防止策を講じていく必要がある。

石川町では、公務員倫理に関する研修がほとんど行われていない実態を踏まえ、職員の倫理観や規範意識を醸成するため、入札・契約事務等に関する公務員倫理・コンプライアンス研修を定期的に実施するほか、職員の不祥事を未然に防止するための倫理規程等の策定について検討すること。

（5）公益通報者の相談窓口設置と保護制度創設について

入札情報に関する問い合わせなど外部からの働きかけ等があった場合には、上司への報告等を徹底させる必要がある。一方、不当な指示や介入があった場合の対応として、公益通報者が匿名で相談できる外部有識者による相談窓口（公益通報窓口）を設けることで、不正行為や法令違反などを相談しやすい環境づくりを進めることが重要である。

石川町には内部通報を行う環境が整っていないため、公益通報者の相談窓口を設置し、組織として不当な介入の防止に努めるとともに、公益通報者を保護するための規程の整備を図ること。

（6）職場環境改善・組織風土改革について

①職場環境の改善

石川町では、入札・契約事務に関するマニュアル等は整備されておらず、研修等も実施されていない状況にあるため、今回の事件を契機として、官製談合防止法を含めた入札・契約事務に関する規範意識の醸成・高揚を図る必要がある。関係法令に基づき職員が守るべきルールを明文化したマニュアル等を整備するほか、事務担当者の知識・理解

不足から不適切な事務処理に繋がることのないよう、職員研修会の実施等により学びの機会を設けるよう努めること。

入札執行に係る設計図書等は、決裁過程において容易に閲覧できる状態にあったと考えられるため、秘密情報の定義とともに管理ルールを厳格に定める必要がある。設計図書等の文書類は施錠された書庫等に保管することや、秘密情報が保存されたファイル等へのアクセスを制限すること、離席する際の秘密文書の収納やパソコン画面の非表示等により、保管・管理の徹底が必要であること。

また、業者等が秘密情報に接触する機会を物理的に遮断するため、執務室内への立ち入りを厳しく制限すること。

②組織風土改革

定期的な人事異動や事務分掌の変更等により、同一業務への長期的な勤務を避けるほか、職員面談の実施により、悩みの把握や不安の解消を図ることで、職場におけるコミュニケーション不足やマネジメント不足を引き起こすことのない風通しの良い職場環境づくりに努めること。

入札・契約事務に関して業者と接触する場合は、密室を避けるとともに、二人以上の応対、記録の作成・供覧を原則とし、止むを得ず一人での応対となってしまう場合や、電話、メール（個人の携帯電話やメールアドレスを含む）等で応対した場合についても、上司、同僚に対する事前・事後の報告を徹底させ、複数人が業務に関与することで情報を共有する仕組みづくりを行うこと。

また、馴れ合いや特殊な関係を排除しつつ、利害関係者である業者と良好な関係性を維持していくためには、これまでの慣例や慣習に捕らわれない適度な距離間を保った関係性が必要となる。町内の業者は、災害時の守り手であると同時に、地域の経済や雇用を下支えする役割を担っていることを踏まえ、被災情報の収集や応急復旧工事の実施など、災害時における業者との連携をより一層強化するため、地元業界団体と防災協力協定の締結を行うこと。

（7）実行計画の策定と公表について

官製談合の再発防止に向け、これら提言内容を踏まえた入札制度改革を迅速かつ的確に実現するため、年度目標を定めた実行計画を策定するとともに、その進捗や達成状況を公表することにより、入札・契約事務に対する住民の信頼回復に繋げていく必要があること。

おわりに

本委員会は、前町長が起こした不祥事の原因を究明し、これを踏まえて、二度とこのような事件が起こらないような再発防止策を提言した。

本件は前町長の倫理観およびコンプライアンス意識の欠如が直接的な原因であると考えられる。しかし、役場の入札制度やその運用等についても問題があり、これらのが事件の遠因であると考えられ、今後も同様の事件が起こる可能性を否定できない状況にある。そのため、町長や町役場幹部のみならず、すべての職員がこのような事件を起こさないように制度やルール等を作ることを本委員会の目的とした。

入札制度には、競争性、公正性、公平性、透明性が求められるのは当然である。しかし、石川町のような小さな自治体においては、これらの観点だけで入札制度を構築することは困難である。工事品質の確保はもちろんのこと、地元の産業振興、地域の業者の保護・育成も重要である。特に、昨今の頻発する災害の復旧や減災のために、地元業者の維持・育成も考慮すべき観点であり、時には相反するこれらの観点のバランスを上手く取ることが必要である。また、どのような制度やルールを作ったとしても、完全に不正を防ぐことは不可能である。逆に、過度に厳格で詳細なルールは仕事の効率を損ない、職員の仕事に対するモチベーションを低下させる危険性がある。

以上のような諸点を踏まえ、具体的には以下の提言を行った。

- 1) 入札制度については、従来の指名競争入札に代わり、原則、制限付き一般競争入札に変更する。ただし、少額や一般競争入札には適さない契約、および、一般競争入札が不調に終わった契約は、指名競争入札とする。
- 2) 制限付き一般競争入札の場合、応札可能業者数を最低でも10者以上確保する。また、指名競争入札の場合の指名業者数は5者以上とする。
- 3) 指名競争入札の場合の指名業者の選定は、事前の明確なルールに基づいて行う。
- 4) 安易な随意契約は行わない。
- 5) 入札制度における契約手続きの透明性、公平性を確保するため、中立・公正な立場で客観的に審査を行う入札監視委員会を設置する。
- 6) 定期的かつ実効的な職員研修を行う。
- 7) 公益通報の窓口を整備する。
- 8) 入札情報の管理を徹底する。

9) 風通しがよくコミュニケーションが良好な職場づくりに努める。

10) 災害復旧のための協力協定を地元の業界団体と締結する。

不正防止のために重要なことは、不正が起きにくく、万が一不正が起こっても直ぐにそれが発覚する制度やルール作りと、職員の倫理観やコンプライアンス意識の向上とそのための職場作りである。これらのことと職員全員が認識し、町民のための行政を行うことによって、一日も早く町政への信頼が回復されることを期待する。

令和6年12月 3日

石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会

委員長 伊藤 宏